不利益処分に係る処分基準

処	分の名称	改善命令
根拠条例·規則等名		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
条項		第40条の6第1項
所	管 部 課	保健衛生局保健部保健衛生総務課(電話:048-829-1294)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	未設定 (理由:処分の性質上、個々の事案について個別具体的な 判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な 基準を定めることが困難であるため。) 参考(法律抜粋) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第四十条の二第一項 の必要な措置が講じられていないと認めるとき、又は第四 十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の 規定による届出に係る精神科病院において業務従事者に よる障害者虐待が行われたと認めるときは、当該精神科病 院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示し て、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画 の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずることが できる。
	設定等年月日	令和6年4月1日設定 年月日最終改正
	備考	